

令和3年度

事業報告

社会福祉法人

翠光園

令和3年度 事業報告

基本理念 ― 人間愛と人間の交わりの回復

福祉への道 ―

白々と野をつらぬき走り、一筋の道を進まん、
清々しき朝に人間の交わりの回復があればと心から願う

【開設当時（昭和35年生活保護の時代）からの主旨】

令和3年度 翠光園事業報告

1. 介護施設における新型コロナ感染対策

- ・各事業所により少し対策が違います
事業所ごとの取り組みを
- ・地域又は園でのクラスター発生の初動対応
 - ・地域でのクラスター発生時の対応、連携
 - ・園における外部発信及び職員のケア

2. コロナ禍にあって業績悪化の中での収支の安定の取り組み

- ① 稼働率維持
- ② 発生時の具体化の取り組み（戦略会議）
- ③ 見直しや基本的な方向性

※ 各事業所の事業報告を添付しております。

○ 総括

翠光園は、高齢者福祉の制度・施策が如何に変化しようとも、当園の理念であり福祉の不変的な原点である「手と心の温もり」を職員一人ひとりが大切に心に留めながら、介護保険の基本理念である高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を実現するために、介護サービスの質の向上へ取り組んでいます。

令和3年度の事業計画を達成し、ご利用者皆様のより良い生活の実現のため、各部署において、施設の事業計画に沿いそれぞれの事業計画を策定し、具体的な行動計画を作成、その達成のために努力しました。

尚、個々の職員においても仕事の質・個人の能力向上の為、それぞれ年間を通して達成すべきテーマを定め自己研鑽に励んでいます。

他にも認知症ケア・口腔ケア・事故防止・拘束ゼロ等の科学的介護を実践できるようそれぞれについて知識・技術の習得を目指し勉強会・委員会活動の取り組みを行っています。

人材育成・確保に向け、職員1人ひとりが能力を発揮し存在感を高めることができ、納得性のある公平処遇により充実感・満足感を感じるための基礎として人事考課制度

を導入しています。

また、厳しい経営環境の中、健全な経営を行えるよう、老人福祉法ならびに介護保険法等の法令を遵守しながら、各部門の業績の向上・経費の節減に取り組んでいます。

終わりに、ご利用者のご家族からお年寄りを安心して任せていただき、ご利用者に家族的な雰囲気の中で満足いただける生活を過ごされるよう、最良な介護と安全に配慮し、事業計画に沿って施設運営を行いました。

1. ご利用者の生活の向上に向けて

- (1) 介護ニーズが多様化・重度化してきているご利用者の生活が充実し豊かであるようご利用者及びそのご家族の意思を尊重した利用者本位のケアプランを策定しサービス担当者会議において各職種間の調整・連携を図っています。
- (2) 認知症の諸問題については、その病状を抑え少しでも通常の生活に近づけるために、認知症処遇検討委員会を設置して介護技術の向上を目指しています。
- (3) ご利用者及びそのご家族が気兼ねなく施設に対し要望・苦情を言えるように各職員控室そばに苦情ボックスを設置するとともに、苦情に対しては丁寧・適切で速やかな対応を心がけています。苦情解決責任者・苦情受付担当者及び第三者委員を設置しています。

2. 食事について

- (1) メニュー、盛り付け、雰囲気づくりに常に心がけご利用者の「食」に対する満足感を重視しています。
- (2) 食材購入については、特別に配慮しています。
- (3) 給食会議を開催し、調理員の技術・意識の向上に努めました。
- (4) 衛生管理を徹底し食中毒予防に努めています。(施設開設以来、食中毒発生ゼロ)

3. 医療について

- (1) ご利用者の体調の変化を見逃さないよう毎日全利用者についてバイタルサインのチェック・容態観察を行っています。
- (2) ご利用者の状況を常に把握できるよう、看護職員と介護職員との連携に努めています。
- (3) 年2回の健康診断、胸部レントゲン、心電図等の検診を完全に実施し、インフルエンザの予防接種・新型コロナワクチン接種も行いご利用者の健康管理に努めています。
- (4) 職員の健康管理のために検便・腰椎検査・健康診断を計画的に実施しています。
- (5) 緊急時の対応のためにAEDを導入し、使用のための訓練を実施しています。

4. 看取りケア

ご利用者が人生の終焉を迎えられた時にご本人及びご家族の意向を尊重したケアを実施することで安らげる生活の場を提供し、自然な状態のままで残された余命を平穏に過ごしていただけるような介護に努めます。

5. 防災について（火災・地震等あらゆる災害に対応するために）

- (1) 避難訓練、消火訓練、救急法、非常用設備等の操作訓練等を計画的に実施して非常時の体制づくりと防災意識の徹底に努めています。
- (2) 地域防災組織との連携のために消防署立会いでの昼間の避難訓練、消防署・地域消防団立会いの夜間の避難訓練を実施しています。
- (3) 定期的に危険個所の確認、防災設備機器の点検を実施し非常時に備えています。
- (4) 地震等災害に備え非常食等の備蓄を行っています。
- (5) 災害時、福祉避難所として地域避難者 10 名の受入態勢を整えています。
（あさぎり町役場との連携）
- (6) 火災・地震・台風等あらゆる災害に備え、防災会議を実施し、施設の BCP 様式を作成しています。

6. 職員の資質向上のために

- (1) 施設内研修として職員会議を実施しています。（現在の福祉情勢及び福祉職員としての職務に対する姿勢、及び研修会参加者発表による全職員への報告。また、外部より中小企業診断士を招き職業人としての姿勢等の指導を受けています。）
- (2) 施設外研修への職員の派遣も積極的に行われ、県・社協・全老協・経営協等主催の研修会へ参加し職員の能力の向上に努めています。
- (3) 介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事等資格取得を目指す職員に対しては休暇等の優遇等積極的な支援を行っています。

7. 地域福祉への取り組み

居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業、訪問介護事業、短期入所生活介護事業それぞれの事業での良質なサービスの提供に努めご利用者の在宅生活の継続・充実に寄与できるよう努力しています。

8. 地域の社会資源としての役割について

- (1) 福祉教育の重要性が強調される社会状況の中、小中学校・高校・地域婦人会等のボランティアを積極的に受け入れています。
- (2) 専門学校生やホームヘルパー養成研修生等これから福祉の仕事を目指す方々に対し実習効果が上がるよう積極的に協力・受入を行っています。
- (3) 施設内のみでなく職員も地域へ出てボランティアとして各行事に参加しています。
- (4) 地域で実施されているサロンへ看護職員・介護支援専門員が出向き、バイタルの測定等の健康指導・介護保険等の説明を行っています。
- (5) 社会福祉法人が地域貢献として相談活動を活発化して、心理的不安の軽減を図ることや利用可能な制度へつなぐ等、さらに経済的困窮がサービス利用の障害になっている方に対して、必要に応じて経済的援助を行うことを目的に生計困難者レスキュー事業を実施しています。

9. 防犯への取り組みについて

- (1) 今般、新聞紙上においても取り上げられている不審者の施設への侵入、不審な電話等の社会不安に対する防御について、職員へ対応のための意識強化を図っています。
- (2) 防犯機器を導入し防犯体制を整備しています。
(防犯カメラ、施設事務室等へ不審者侵入の場合のセコムへの緊急通報システム等)